



中学校新1年生の
保護者のみなさまへ



就学援助制度

のご案内

就学援助制度とは？

学校生活にかかる学用品費や
学校給食費などの費用を
援助する制度です

もらったお金は
返さなきゃいけない？

貸し付けではないので
ご返済は不要です

提出期限

2023.12.22 金

対象者 ※一部抜粋

- 市民税非課税の方
- 児童扶養手当を受けている方
- 市民税、固定資産税、国民年金保険料などが減免されている方
- その他、生活に困窮していると認められる方（教育委員会で算定します）



援助費目

- 新入学学用品費 …………… 54,000円（3月～5月に支給）
- 学用品費 …………… 22,510円（9月と翌年2月の2回に分けて支給）
- 学校給食費 …………… 実費（保護者の方は納付の必要がありません）
- 日本スポーツ振興センター共済掛金 …… 実費（保護者の方は納付の必要がありません）
- オンライン学習通信費 …………… 12,000円（世帯ごとに支給）

※審査により却下となった方、またはまだ申請されていない方で申請をすると所得要件により学校給食費のみ援助される場合があります。

お申し込みのお手続き

提出書類をご準備のうえ、お子さんが通う小学校へ提出してください。

※提出書類の詳細につきましては裏面をご覧ください。



認定または却下の通知

書類や所得額等をもとに審査を行い、後日認定の適否を郵送にてお知らせします。

注意事項

他市町村からの区域外就学により、三沢市内の学校に在籍する場合は「学校給食費」および「日本スポーツ振興センター共済掛金」のみ援助されます。学用品費等の支給を希望する場合は、お住まいの市町村の教育委員会へご相談ください。



お問い合わせ先

お子さんが通う学校

または

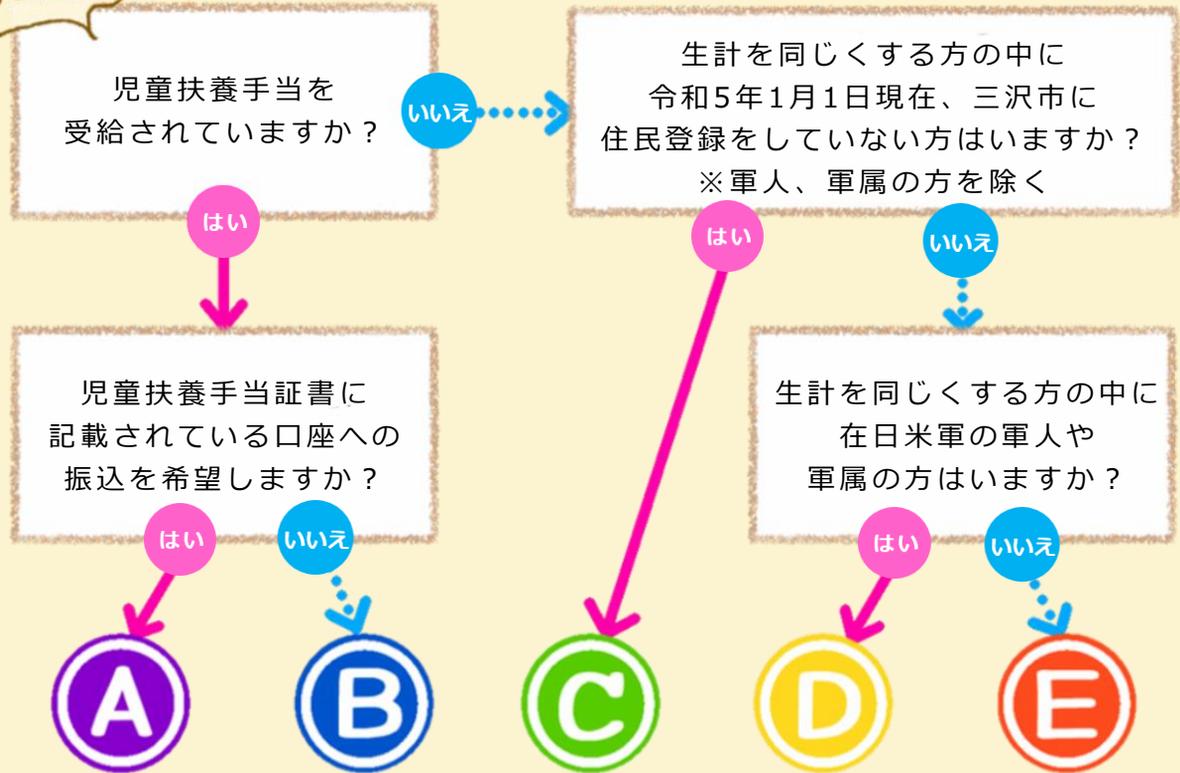
三沢市教育委員会事務局 学務課

0176-53-5111（内線233）

提出書類確認チャート

下記の質問に「はい」か「いいえ」で答えていただき、該当する書類に必要事項をご記入のうえ提出してください

Start!



A

の方は…

- 要保護・準要保護児童生徒援助費申請書
- 児童扶養手当証書（有効期限：令和6年10月31日）のコピー

B

の方は…

- 要保護・準要保護児童生徒援助費申請書
- 児童扶養手当証書（有効期限：令和6年10月31日）のコピー
- 口座振替依頼書

C

の方は…

- 要保護・準要保護児童生徒援助費申請書
- 令和5年1月1日に在籍していた市町村から発行される所得課税証明書
- 口座振替依頼書

D

の方は…

- 要保護・準要保護児童生徒援助費申請書
- 2023年の「Form W-2」
- 口座振替依頼書

E

の方は…

- 要保護・準要保護児童生徒援助費申請書
- 口座振替依頼書